

公 示 日 : 2021 年 10 月 27 日(水)

調達管理番号 : 21a00770

国 名 : マラウイ

担 当 部 署 : マラウイ事務所

調 達 件 名 : マラウイ国産業振興政策アドバイザー業務 (第二期)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 産業振興政策アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 1 月中旬から 2022 年 12 月上旬
- (2) 業務人月 : 現地 7.00、国内 0.75、合計 7.75
- (3) 業務日数 : 国内準備 7 日、現地業務 210 日、国内整理 8 日

本業務においては 3 回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な現地業務日程は提案が可能です。また、第 1 次現地業務の開始は 2022 年 2 月上旬を想定していますが、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、多少前後する可能性があります。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2021 年 11 月 17 日(水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2021 年 12 月 1 日(水)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・

選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	産業振興及びアグリビジネスに係る各種業務
対象国・地域又は類似地域	英語圏アフリカ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

(1) 当該国における産業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
マラウイは東南部アフリカに位置し、周囲を資源国に囲まれているが、鉱物資源の産出量は極めて限定的であり、農業を主産業としてきた。農林水産業は GDP の 3 割を占め、主な輸出産品は葉タバコ、砂糖、茶等の一次産品である。主産業である農業は、天水に依存した自給自足の小作農が 80%となっているため、灌漑農業への転換、農産品の多様化や加工生産、組合活動を通じた組織化や経営の多角化などを通じて、農業生産性の改善を図り、雇用機会を増進し、地域の経済を底上げしていくことが焦眉の課題である。マラウイ国内には、農村部を含めて約 98 万社の中小零細企業が存在し、100 万人以上を雇用している（2012 年、政府統計）。しかしながら、実態は約 80%が従業員 1~4 名のいわば家族経営的な零細企業であり、中規模企業は 2%程度しかなく、製造業も企業全体の 12%にとどまっている。零細企業の多くは、経営や会計能力の不足、品質管理に関する知識不足、市場や金融へのアクセス難などの課題があり、極めて脆弱である。マラウイ政府は、若者を中心とした包摂的な富の創造と自立の促進に向け「Malawi

Vision 2063」を策定し、産業振興を優先分野の一つに掲げて、農業の生産性向上と商業化、工業化（鉱業も含む）、都市化（観光業も含む）に取り組むことを表明している。

（2）産業セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

本事業は対マラウイ共和国 国別開発協力方針（2018 年 1 月）における重点分野「農業の産業化の促進」、協力プログラム「農業基盤を支える産業プログラム」に位置づけられる。2000 年代初頭から約 10 年間にわたって、JICA はマラウイにおける地場産業の活性化と地域振興を目指して一村一品（One Village One Product: OVOP）運動活動の協力を行ってきた。小規模ビジネスや生産者グループ、OVOP 事務局および一村一品県担当職員を対象に、経営管理や広報活動等の基礎的なビジネス知識、産品やサービスに付加価値をつけるための品質管理技術、ビジネスを通じたコミュニティ活性化に発展していくための支援体制の構築の他に、OVOP 運動の理念を普及し、ビジネス開発サービスを通じてビジネスを継続できる基礎的能力を培ってきた。また、現在は市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト（MA-SHEP）の協力を通じて、「作ってから売る農業」から「売るために作る農業」への転換を進めている。

（3）当該セクター／地域における他の援助機関の対応

産業セクターにおける他ドナーが実施中の主な活動として、アフリカ開発銀行が水産物の高付加価値化とバリューチェーンに沿った、市場志向型の漁業開発支援を実施している。EU は、職業訓練校を卒業した若者や若手起業家を対象に、雇用可能性の向上や自営機会の創出のためのコーチング及びメンターシッププログラムを展開している。イギリス政府は、非営利企業 AgDevCo を通じて、アグリビジネスに従事する中小企業のライフサイクルの初期段階に特化した財政支援を実施している。

7. 業務の内容

本業務従事者は、マラウイのアグリビジネスを中心とする民間セクター開発の現状、マラウイ政府の施策とその事業実施計画、他ドナーのプロジェクトの動きを把握した上で、中小零細企業及び組合に対する行政サービス強化を図るため、産業振興関連の政府機関のアクションプランの策定とその実施を促進することを目的とする。

マラウイ産業省中小零細企業・組合局をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、第一期において、マラウイのアグリビジネスにおける中小零細企業、及び組合の活動環境や経営状況、マラウイ政府の施策と事業計画等の行政サービス、

他ドナーの取り組み等の調査による課題分析を実施した。併せて、国内市場、及び輸出市場のそれぞれに対してポテンシャルのある農産品を調査・特定し、バリューチェーンの現状の課題分析を実施した。その上で、明らかになった課題を改善するための施策案を提言し、関係者間で政策としての実現可能性についての協議の場を設けた。

第二期では、第一期で検討された施策案を基に、産業省の具体的な事業計画へと落とし込むべく、選定された複数の施策案について詳細計画を作成し、小規模のパイロット事業として実証分析を行う。その分析結果を基に、政策としての事業実現性及び効果と課題を取りまとめ、先方政府及び関係機関に共有することを目的とする。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2022年1月中旬～2022年1月下旬)

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、マラウイ政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、マラウイ産業振興・アグリビジネス分野の現状と課題を把握する。
- ② 第一期に関するこれまでの取り組みを整理し、レビューする。
- ③ アフリカ地域の産業振興、アグリビジネス関連案件の報告書やマニュアルを参照し、マラウイに活用できる優良事例を抽出する。
- ④ 上記①～③に加え、C/P 及び関係者と遠隔でコミュニケーションを取りながら、マラウイの産業振興分野の情報収集を行う。コミュニケーション手段はメール、オンライン会議ツールを活用する。
- ⑤ JICA マラウイ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ⑥ ワークプラン (英文) を作成し JICA マラウイ事務所による確認ののち監督職員に提出する。

(2) 第1次現地業務期間 (2022年2月上旬～4月下旬)

- ① 現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 第一期で提出された報告書を参考に、第一期の現地業務で関係のあった各関係機関に対して、最新の状況確認と情報収集を行う。
- ③ 第一期で検討された施策案、またマラウイ及び他国での過去の優良事例等を参考にしつつ、マラウイの産業振興政策として実現可能と思われる具体的な施策を検討し、C/P と協議の上で優先順位を付ける。
- ④ 上記③で選定した施策案を小規模のパイロット事業へと発展させ、実際の効果や課題を実証分析するべく、パイロット事業の立案に必要な情報

収集、準備調査を行う。なお、パイロット事業の数については指定しないが、複数の事業分析がなされることが好ましい。事業費については、本案件の活動費内で対応可能な規模の事業とし、C/P 側からの予算が見込める場合には当該予算を含めて企画できるものとする。

- ⑤ パイロット事業の実施計画を C/P と作成し、JICA マラウイ事務所とも協議の上で決定する。
- ⑥ パイロット事業の実施に先立ち、C/P と協働して、適宜、キックオフミーティングや研修の開催などを企画する。
- ⑦ 進捗状況に応じてパイロット事業を開始し、C/P とパイロット事業のモニタリングを行う。必要に応じて事業計画、実施方法の修正を行う。
- ⑧ 第 1 次現地業務までのパイロット事業の進捗状況を取りまとめ、評価する。
- ⑨ 第 1 次現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑩ JICA マラウイ事務所に現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第 2 次国内準備期間（2022 年 6 月中旬）

第 2 次現地業務にかかるワークプラン（英文）を作成、JICA マラウイ事務所による確認ののち監督職員に提出する。

(4) 第 2 次現地業務期間（2022 年 6 月中旬～2022 年 8 月中旬）

- ① 現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 第 1 次現地業務において開始したパイロット事業に関するモニタリングを行い、進捗状況を確認し、成果・課題の洗い出しを行う。必要に応じて事業修正を行う。
- ③ C/P と協働し、パイロット事業の実施・モニタリングを行う。必要に応じて、研修やワークショップを企画実施する。
- ④ 第 2 次現地業務までのパイロット事業の進捗状況を取りまとめ、評価する。
- ⑤ 第 2 次現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑥ JICA マラウイ事務所に現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせ

を行う。

- (5) 第3次国内準備期間（2022年10月上旬）
第3次現地業務にかかるワークプラン（英文）を作成、JICA マラウイ事務所による確認ののち監督職員に提出する。
- (6) 第3次現地業務期間（2022年10月上旬～2022年11月下旬）
 - ① 現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 第2次現地業務において展開したパイロット事業についてのモニタリングを行い、進捗状況を確認し、成果・課題の洗い出しを行う。必要に応じて事業修正を行う。
 - ③ C/P と協働し、パイロット事業の実施・モニタリングを行う。必要に応じて、研修やワークショップを企画実施する。
 - ④ パイロット事業を完了させ、事業終了時の評価を行う。その際、事業実施における成果、課題を取りまとめると共に、政策としての全国的な実施の実現可能性についても分析する。
 - ⑤ ④の評価分析を基に、マラウイ産業省政策として実施可能な施策を C/P と協議の上で取りまとめ、ワークショップを開催して関係機関に報告する。
 - ⑥ 第3次現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
 - ⑦ JICA マラウイ事務所に現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告する。
- (7) 帰国後整理期間（2022年12月上旬）
専門家業務完了報告書（和文・英文）を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務ワークプラン（全体及び各現地業務時）
現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
英文2部（JICA マラウイ事務所、C/P 機関）
- (2) 現地業務結果報告書
各現地業務終了時。提出部数は以下のとおり。

英文 2 部（JICA マラウイ事務所、C/P 機関）

ただし、第 3 次現地業務結果報告書は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることも可能とする。

（3） 専門家業務完了報告書

2022 年 12 月 9 日(金)までに提出。

英文 2 部（JICA マラウイ事務所、C/P 機関）

和文 1 部（JICA マラウイ事務所）

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、見積もり時点で渡航可能な現実的な経路で計上して下さい。

（2） 臨時会計役の委嘱

以下に記載の在外事業強化費については、JICA マラウイ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・ 車両関係費

- ・ 現地アシスタント雇用費

- ・ パイロット事業実施にかかる運営経費

 - （研修会議費、事務用品費、通信費、雑費など）

- ・ 出張旅費、交通費

* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：在外事業強化費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（3） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。公示日現在、マラウイ入国時には新型コロナウイルス感染症による隔離期間はありません。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタント、及び現地で雇用予定のアシスタント（1名）です。なお、アシスタントは業務従事者が臨時会計役として在外事業強化費を用い、必要に応じ雇用することを想定しています。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：便宜供与アリ

イ) 宿舍手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地業務開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：産業省内における執務スペース提供

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料をマラウイ事務所（Email: mw_oso_rep@jica.go.jp）にて配付します。

- ・マラウイ国産業振興政策アドバイザー（第一期）業務完了報告書
- ・要請書

② 本案件に関する公開資料は以下の通りです。

マラウイ 成長産業予測に係る情報収集・確認調査最終報告書
(https://openjicareport.jica.go.jp/600/600/600_518_12126686.html)

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」（2021年4月1日版）及び「情報セキュリティ管理細則」（2021年3月31日版）

イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。
- ⑥ 本業務では、アフリカ地域における農業分野または産業振興分野における案件形成と事業管理の経験を有することが求められます。また、産業振興分野に係る途上国における政策支援、バリューチェーン構築支援、企業スタートアップ支援等に関するノウハウを有することが望ましいです。

以上